

帯広市国民保護計画の主な変更箇所

改定案 掲載頁	変更箇所	変更理由
1 「国民の保護に関する基本指針（内閣官房）」の変更によるもの		
20	<p>情報伝達体制に関し、以下の記述に変更</p> <p>市は、防災行政無線、緊急速報メール、広報車、消防団及び自主防災組織や自治会等の地域コミュニティを通じた伝達等による他、指定公共機関及び指定地方公共機関である放送事業者との協力、コミュニティ FM などとの連携の強化、コンピュータやデータ通信等を利用した迅速な情報提供システムの活用に努め、住民に対する迅速かつ的確な情報伝達体制の充実を図る。更に緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、消防救急無線、防災行政無線、総合行政ネットワーク（LGWAN）等の公共ネットワークの情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。</p>	J-ALERT 等の運用が開始されたため
40	<p>国が設置する「武力攻撃事態等合同対策協議会」との連携に関し、以下の記述を追加</p> <p>市は、国の現地対策本部長が開催する「武力攻撃事態等合同対策協議会」に職員を派遣して国民保護措置に関する情報を交換するなどの必要な連携を図り、それぞれの機関が実施する国民保護措置について協力する。</p>	基本指針に武力攻撃事態等合同対策協議会に関する記載が追加されたため
49	<p>大規模集客施設等における施設滞在者等の避難に関し、以下の記述を追加</p> <p>市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に対して、施設管理者と連携し、施設の特徴に応じ当該施設などに滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。</p>	基本指針に大規模集客施設等における避難に関する記載が追加されたため
58	<p>安否情報システムの運用に関し、以下の記述を追加</p> <p>市は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用するものとし、事態の状況により当該システムによることができないときは、電子メール、FAXにより安否情報の報告を行う。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることが出来ない場合は、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行う。</p>	安否情報システムの運用が開始されたため
2 市の機構改革及び消防組織の広域化に伴う変更		
11～13	市の各部局等における平素の業務の変更	市の機構改革に伴う部
35～36	市の各部局における武力攻撃事態等での業務の変更	編成の変更
14～15 (他多数)	消防機関の体制等に関する記述の変更	消防組織の広域化に伴う変更
3 その他		
5～6	掲載する関係機関の変更	帯広市地域防災計画の記載に合わせた変更
7～9	気象データ、人口分布、空港、道路等に関する記述の変更	データや事実関係に関する時点修正